

土佐町しごと創生スタート事業費 補助金について

平成29年度から商工業の振興及び活性化を図るとともに移住・定住や雇用創出の促進を目的として、町内で起業又は既存事業に新しい取り組みをする事業者に対し、予算の範囲内で補助金を交付する制度を新設しました。補助金の交付の対象となる方は、本町において補助金の申請年度内に起業等を予定している者及び起業等の日から6か月を経過していない者であって、以下のいずれにも該当する方となります。

- ① 町内に住所を有し、又は有しようとする者であること。
- ② 町内に事業所を設置し、又は設置しようとしている者であること。ただし、仮設又は臨時の店舗、その他その設置が恒常的でないものを除く。
- ③ 町に納付すべき債務について滞納がない者であること。
- ④ 土佐地区商工会との起業相談、経営指導を経て作成した事業計画を有している者であること。
- ⑤ 許認可等を必要とする起業等にあつては、当該許認可等を受けている、又は受けようとしている者であること。
- ⑥ 通年で営業を行う者であること。
- ⑦ 土佐地区商工会の会員であること又は土佐地区商工会の会員になることが確実であること。

●交付の対象となる業種、補助対象経費、補助率及び限度額は次のとおりです。

補助対象業種	補助対象経費	補助率	限度額
下記の業種のうち町長が認めたものに限る ① 建設業 ② 製造業 ③ 電気・ガス・熱供給・水道業 ④ 情報通信業 ⑤ 運輸業(鉄道業・水運業・航空運輸業を除く) ⑥ 卸売・小売業 ⑦ 物品賃貸業 ⑧ 学術研究・専門・技術サービス業 ⑨ 宿泊業・飲食サービス業 ⑩ 生活関連サービス業・娯楽業 ⑪ 教育・学習支援業 ⑫ 医療・福祉 ⑬ 複合サービス事業 ⑭ その他のサービス業(他に分類されないもの)ただし、宗教を除く。	① 事業に必要な機械・設備の購入費(車両は除く) ② 事業所、施設の新増改築費 ※住居等他の用途部分は対象外 ※住居併用店舗の場合は住居部分及び住居共用部分は対象外	3分の2	3,000千円
	③ 事業用車両購入費(公課費は対象外、事業に使用する車両のみを対象)	3分の1	300千円
	④ 需用費 ⑤ 賃借料 ⑥ 広告宣伝費 ⑦ 委託費 ⑧ 研修費 ⑨ 役務費	3分の2	300千円
	⑩ その他町長が必要と認める経費	3分の2	なし

他にも制度を活用する際には、各種要件がありますので詳細につきましては、土佐町役場産業振興課(TEL:82-2450)までお問い合わせください。